

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和6年度事業点検・評価調書

4- I -22

4- I -22

章 節	第4章 世界遺産登録に向けた来訪者の受入体制整備 I. アクセスルートの整備・来訪者の誘導等	取組項目	立入可能・禁止区域の明示
事業(施策)名	22 立入禁止区域等の明示 (遺跡近隣、住宅地)	事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～R6	関連団体	佐渡市観光振興課
事業概要	【事業目的】 ○ 遺跡近隣の立入可能・禁止区域を明示することにより、来訪者の安全確保、地域住民の日常生活維持等を図る。 【事業内容】 ○ 来訪者の安全と地元住民の生活確保のため、立入禁止や規制を検討し、看板等を設置する。 【本計画終了時点のゴール】 ○ 構成資産内における公開・非公開エリアの設定を完了させる。		
これまでの取組実績	○ 一般来訪者向けに、見学マナーや危険箇所の注意喚起などを記載した周知チラシを作成し、島内各所で配布し周知した。 ○ 史跡整備基本計画の中で、公開・非公開エリアを決定するとともに、非公開エリア(立入禁止区域)へのサイン設置に向けた検討を行った。		
事業計画と実績	【R6年度計画】 ● ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」を中心に、公開・非公開エリアの案内や来訪者向け見学マナーの周知を行う。 【R6年度実績】 ● ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」を中心に、公開・非公開エリアの案内や来訪者向け見学マナーの周知を行った。		
事業評価	【ゴールに対する計画終了時の達成度】 [A ・ B ・ C] ◇ 史跡整備基本計画において、構成資産となっている史跡の公開・非公開エリアを設定済であることから、B評価とした。		
課題	■ 構成資産が広範囲に分布することから、今後公開範囲を拡大する際に、効果的な場所を検討する必要がある。		

A: 予定を上回る進捗
B: 概ね予定どおり
C: 遅れている。